

2021年12月16日  
株式会社ヤマノホールディングス

## 11月29日のきものの販売をめぐる報道に関しまして

平素より多大なるご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

11月29日に報道されました関西地区におけるきものの販売手法についての報道につきまして、きもの販売業界全体の悪しき手法ともとられかねない懸念をお持ちの消費者の方もいらっしゃるのではないかと考え、弊社の販売方法についてお知らせいたします。

弊社におきましては、上場会社の立場から法令に基づき販売を行っております。毎月、コンプライアンス委員会を開催し、お客様相談室へのご相談事項や、消費者センター様との連動事項等を共有し、顧問弁護士の見解を確認しながら販売を行っております。

さらに一人のお客様に対する販売金額につきましても一定額を超えないように自主規制基準を設けて運用しております。

今後とも、きものを通してお客様の生活がより充実し楽しく送れますよう、努力してまいりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

以 上